

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年9月1日

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッポン・オフショア・ファンズ -
GW セレクト・ファンド 安定型
GW セレクト・ファンド 積極型
(Nippon Offshore Funds -
GW SELECT FUND MODERATE TYPE
GW SELECT FUND AGGRESSIVE TYPE)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
GW セレクト・ファンド 安定型
クラスA受益証券 1兆円を上限とする。
クラスB受益証券 1兆円を上限とする。
GW セレクト・ファンド 積極型
クラスA受益証券 1兆円を上限とする。
クラスB受益証券 1兆円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月30日に提出した有価証券届出書（2020年12月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）につき、副投資運用会社の変更がありましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

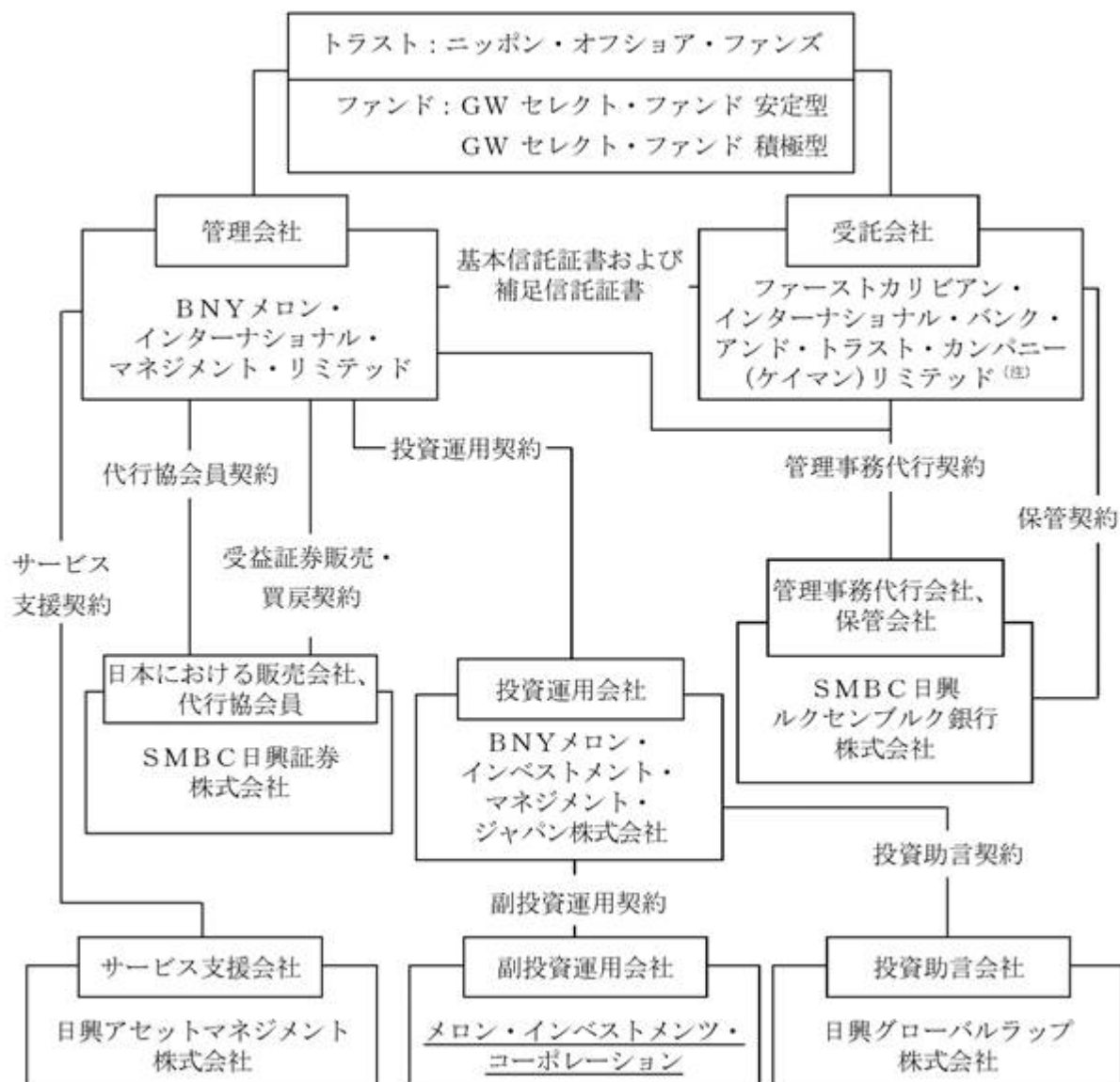
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



（注）2020年11月23日をもって、商号を「CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）」から「ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited）」に変更した。以下同じ。

投資先ファンドの一覧（2020年10月末日現在）



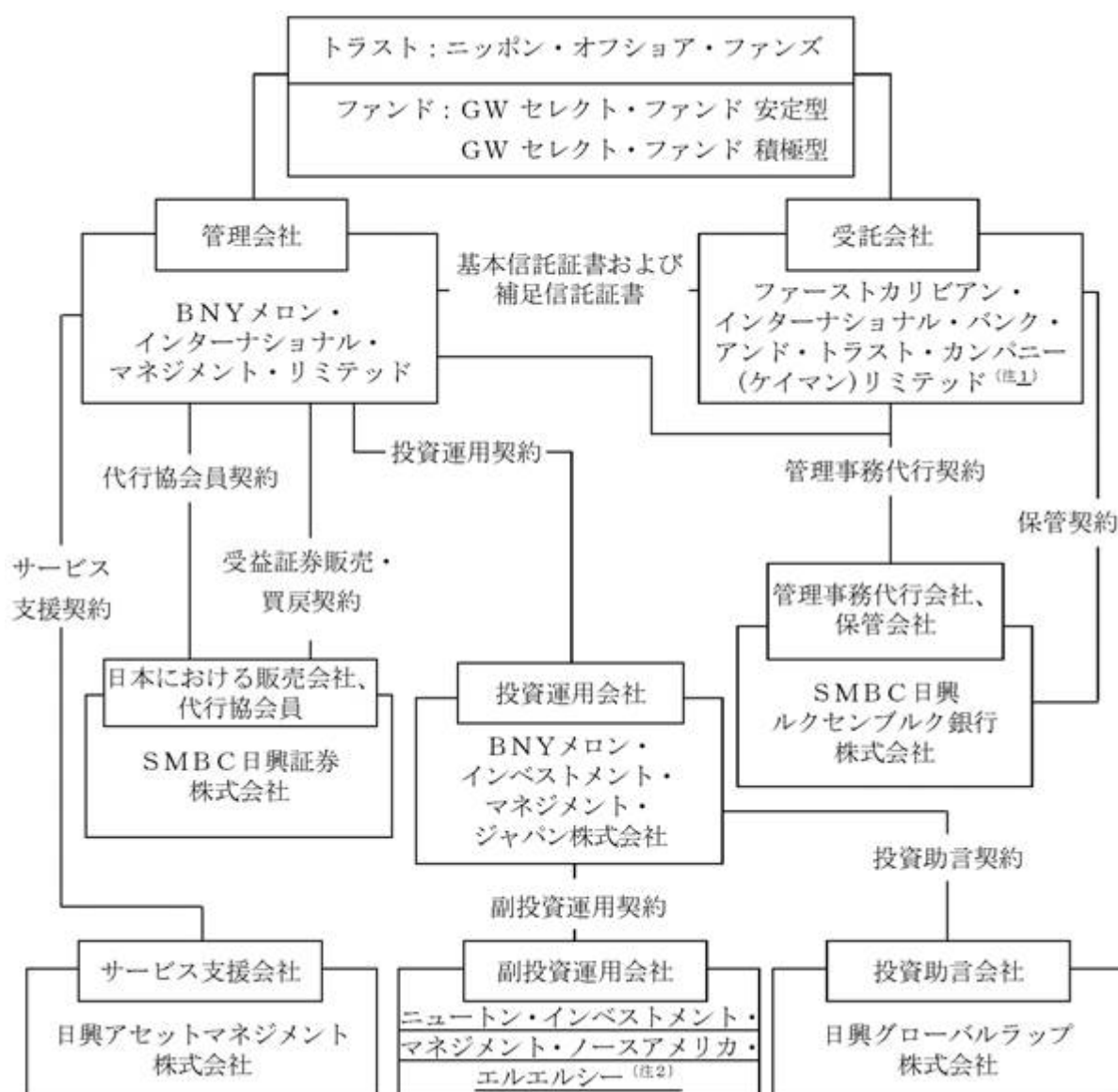
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
メロン・インベストメンツ・コーポレーション	副投資運用会社	2006年4月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）（注5）を締結。

(後略)

<訂正後>

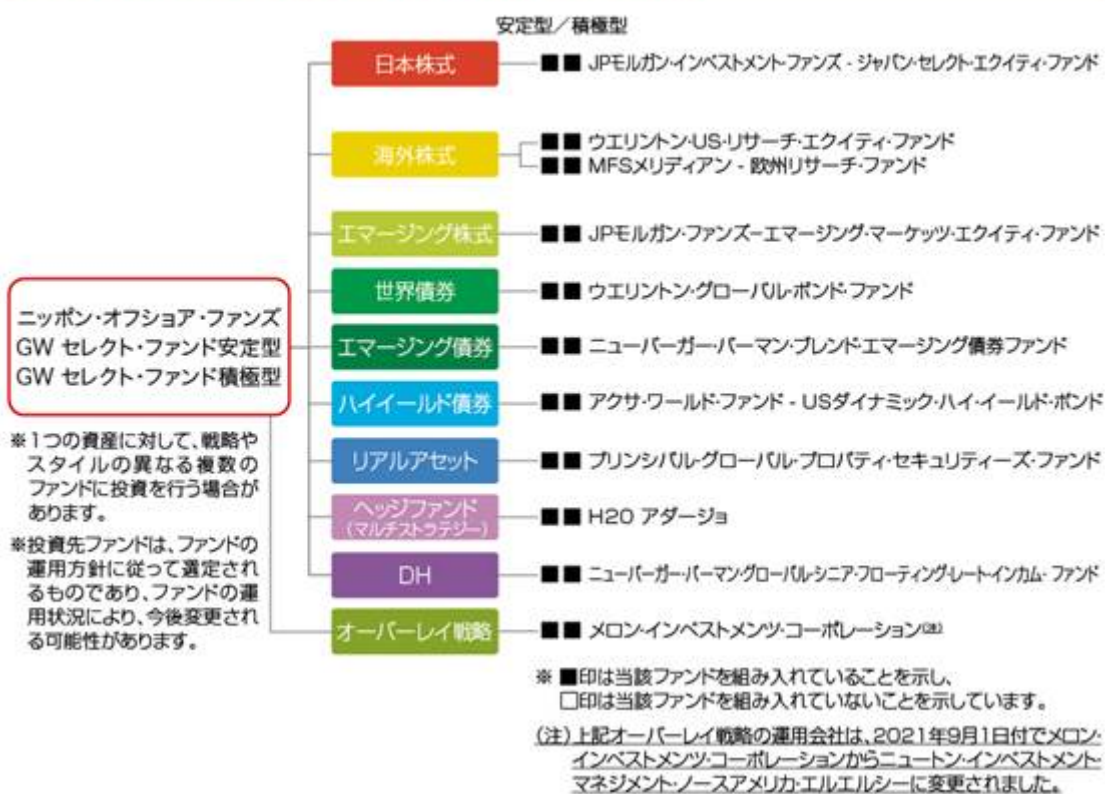
ファンドの仕組み



(注1) 2020年11月23日をもって、商号を「CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)」から「ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)」に変更した。以下同じ。

(注2) メロン・インベストメンツ・コーポレーションは、同じBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」(以下、同社という。)に株式およびマルチアセット運用に関する事業を譲渡し、2021年9月1日からは、同社が、投資運用会社から委託を受け、ファンドのオーバーレイ戦略に関して運用を行う。当該変更により、ファンドの運用哲学、運用プロセスには変更はない。
「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社グループである「ニュートン・インベストメント・マネジメント」の北米拠点で、米国マサチューセッツ州に本社を置く。以下同じ。

投資先ファンドの一覧（2020年10月末日現在）



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	副投資運用会社	2006年4月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済） ^(注5) を締結。

(後略)

2 投資方針

（１）投資方針

投資目的と投資方針

<訂正前>

（前略）

9つの資産への分散投資に、オーバーレイ戦略を加えたファンド

グローバルな株式や債券といった伝統的資産に、それらと異なる値動きをするといわれるオルタナティブを加えた9つの資産に分散投資。また、絶対収益確保[※]のためのオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

9つの資産に分散投資



世界中の株式や債券といった伝統的資産に加え、コモディティやヘッジファンドなどにも分散投資

- 日興GWの助言により最適な資産配分をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が決定。

※お客様の運用ニーズに合わせて「安定型」と「積極型」からお選びいただけます。
※資産配分は、経済環境や市況等の変化に応じ、適宜見直しを行います。

- 日興GWの助言をもとに、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が資産ごとに厳選されたファンドに投資。

※ファンド選定においては、継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えを行います。

+

オーバーレイ戦略



世界各国の株式や債券および通貨のロング・ショート運用

- メロン・インベストメンツ・コーポレーション 独自の定量モデルに基づく運用。

GW セレクト・ファンド

ベスト9ナイン



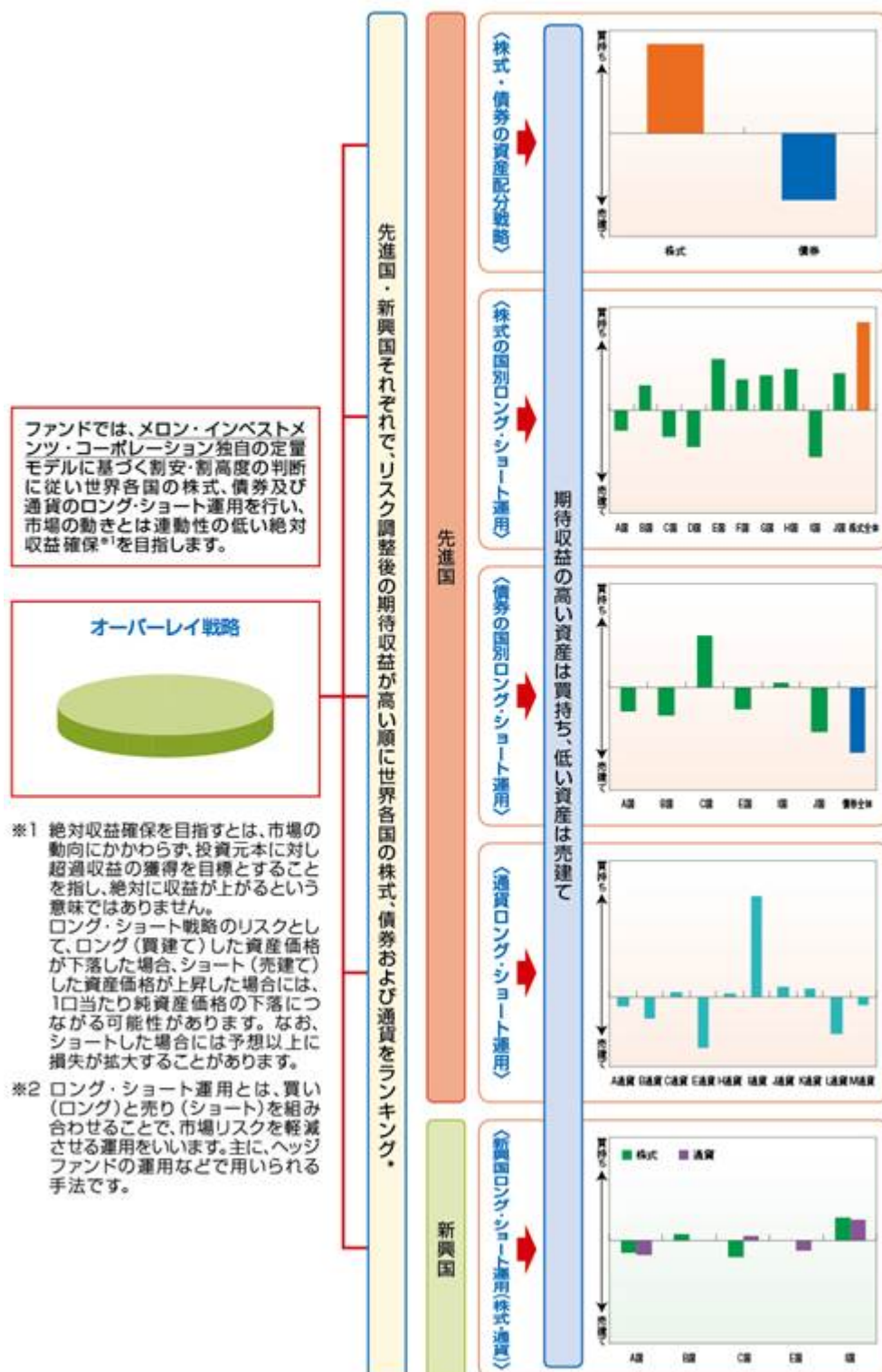
オルタナティブを含む9つの資産に分散投資することで 効率的に収益の獲得を狙う一方、市場に左右されない絶対収益確保[※]を目指すオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

※絶対収益確保について、詳しくは後述の「絶対収益確保のためのオーバーレイ戦略」をご覧ください。

（中略）

絶対収益確保※1のためのオーバーレイ戦略

資産を分散して効率的なリターンを狙う一方、オーバーレイ戦略による株式・債券・通貨のロング・ショート運用※2を行うことで、絶対収益確保※1を目指します。



*新興国については株式と通貨に投資します。グラフはあくまでもイメージです。

（後略）

<訂正後>

（前略）

9つの資産への分散投資に、オーバーレイ戦略を加えたファンド

グローバルな株式や債券といった伝統的資産に、それらと異なる値動きをするといわれるオルタナティブを加えた9つの資産に分散投資。また、絶対収益確保[※]のためのオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

9つの資産に分散投資



世界中の株式や債券といった伝統的資産に加え、コモディティやヘッジファンドなどにも分散投資

●日興GWの助言により最適な資産配分をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が決定。

*お客様の運用ニーズに合わせて「安定型」と「積極型」からお選びいただけます。

*資産配分は、経済環境や市況等の変化に応じ、適宜見直しを行います。

●日興GWの助言をもとに、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が資産ごとに厳選されたファンドに投資。

*ファンド選定においては、継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えを行います。

+

オーバーレイ戦略



世界各国の株式や債券および通貨のロング・ショート運用

●ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー独自の定量モデルに基づく運用。

GW セレクト・ファンド

ベスト9ナイン



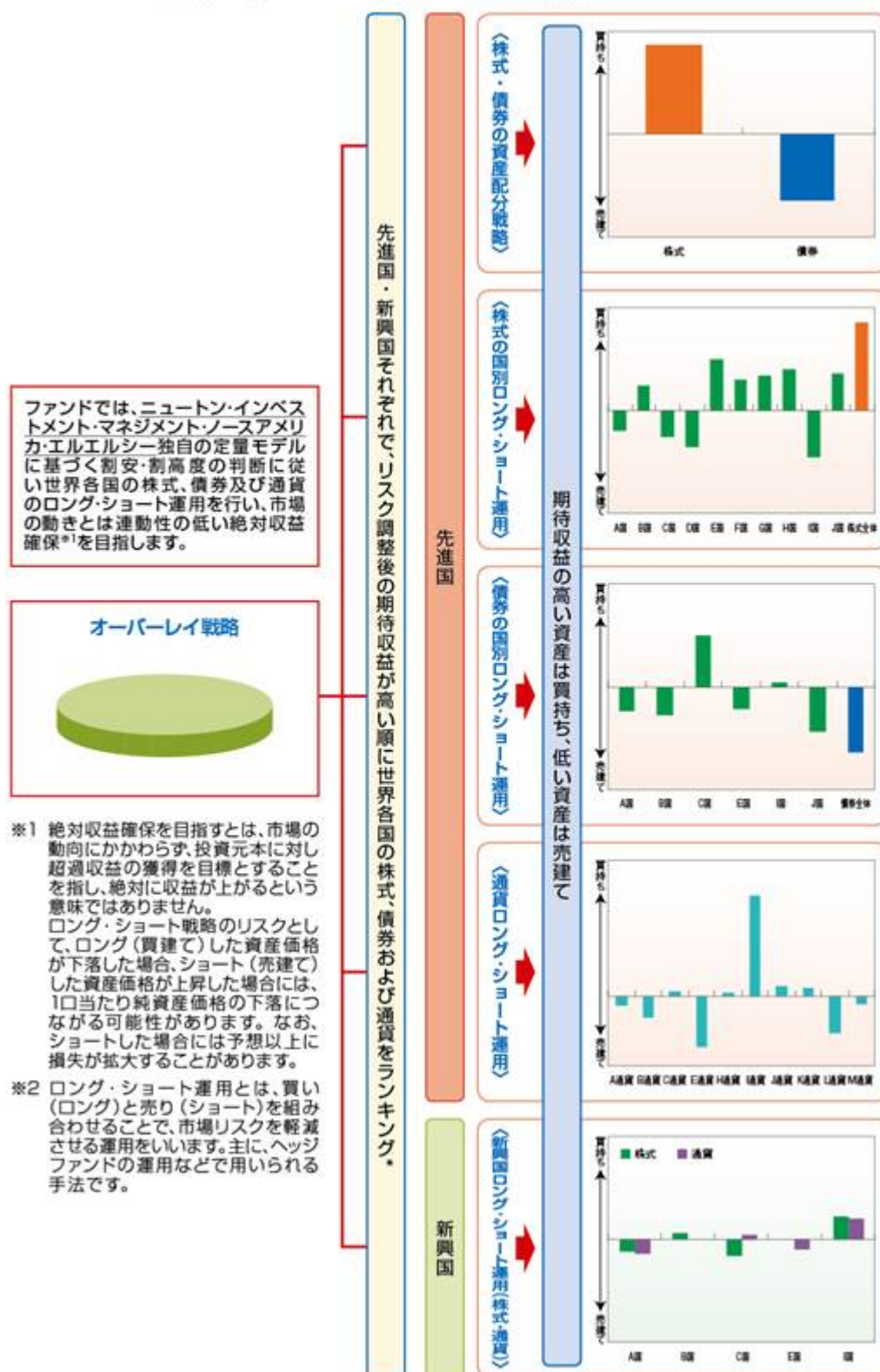
オルタナティブを含む9つの資産に分散投資することで効率的に収益の獲得を狙う一方、市場に左右されない絶対収益確保[※]を目指すオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

※絶対収益確保について、詳しくは後述の「絶対収益確保のためのオーバーレイ戦略」をご覧ください。

（中略）

絶対収益確保※1のためのオーバーレイ戦略

資産を分散して効率的なリターンを狙う一方、オーバーレイ戦略による株式・債券・通貨のロング・ショート運用※2を行うことで、絶対収益確保※1を目指します。



*新興国については株式と通貨に投資します。グラフはあくまでもイメージです。

（後略）

(3) 運用体制

運用組織

< 訂正前 >

(前略)

運用体制の全体像

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者です。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含みます。）に委託することができます。



※ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションおよびその支配下にある子会社または関係会社は、米国の規制であるボルカー・ルールに基づき、一定のボルカー・ルール対象ファンドに対して、投資額の制限、従業員および取締役による投資の制限、一定の取引の禁止、保証を行わないこと等を含む別約を受けます。ファンドはボルカー・ルール適用対象です。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

運用体制の全体像

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者です。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含みます。）に委託することができます。



*ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションおよびその支配下にある子会社または関係会社は、米国の規制であるボルカー・ルールに基づき、一定のボルカー・ルール対象ファンドに対して、投資額の制限、従業員および取締役による投資の制限、一定の取引の禁止、保証を行わないこと等を含む制約を受けます。
ファンドはボルカー・ルール適用対象です。

(後略)